

電子入札システムにおける代表者、住所等変更の取扱いについて

※埼玉県以外の参加自治体の取扱いについては、各自治体に御確認ください。

競争入札参加資格者名簿（建設工事等、物品等）の登録内容が変わったときは、直ちに以下A・Bの変更申請手続が必要です。

A 競争入札参加資格申請受付システムで変更申請手続が必要です。

【重要】登記等の手続を待たず、直ちにシステムへの入力・送信を行ってください。

B 変更内容が以下の①～④に該当する場合、電子証明書に関する手続（旧電子証明書の失効手続、新電子証明書の取得、利用者登録）も必要です。

①名義人氏名（改姓・改名も含みます。）

【工事等】 資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者）

【物品等】 資格申請時の契約者（又は法人代表者）

②名義人の住民票記載住所

（電子証明書記載事項でない場合もあります。）

③名義人所属の会社名

（登記している場合）

④名義人所属の会社本店住所

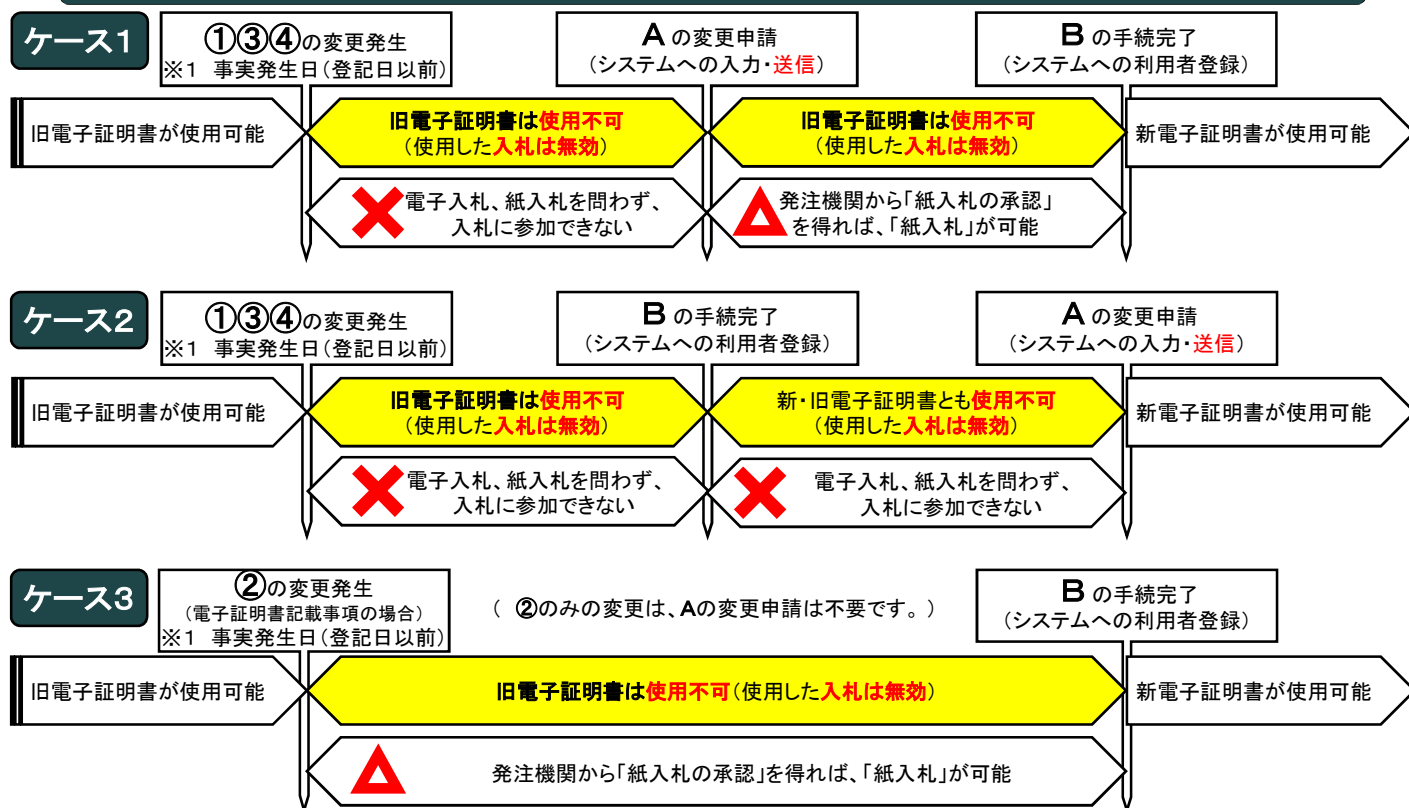
（登記している場合）

【重要】変更日（※1）以降、旧電子証明書は使用できません。使用した場合、入札は無効となり、入札参加停止等の措置を受ける可能性があります。

※1 名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日

名義人の改姓・改名や住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日

電子証明書記載事項に変更があった場合の入札例（上記Bに該当する場合）



新電子証明書の取得が間に合わないときは、発注機関の承認を得れば、紙入札を行うことができますので、速やかに発注機関に相談してください。

更に詳細な事例は、こちらから確認してください。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/1694/iccard-gutairei.pdf>）